

入札の心得

- 1 . 定刻までに着席しない入札者又は遅れた者は辞退したものとみなします。入札会場内においては必ず名札を着用してください。
- 2 . 入札者は、別に定める入札書に記名押印し、入札金額についてはアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」と記入してください。
- 3 . 入札書をいったん入札した後は、入札書の書き換え、引き換え及び撤回をすることができません。
- 4 . 代理人に入札を委任する時は、あらかじめ委任状を提出してください。委任状の代理人住所は代理人の現住所とします。委任状の提出がない場合は入札に参加できません。又、入札書には、代表者印及び代理人の印も押印してください。（委任状は、案件ごとに全て必要になります。）
- 5 . 入札書及び委任状には、「契約番号」、「工事名（委託、物品、契約の名称）」、「履行場所」、「入札回数」、「年月日」を必ず記入すること。
- 6 . 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札はできません。
- 7 . 開札は、入札場所において執行します。
- 8 . 入札において、予定価格以下で最低価格のものを落札者とします。なお、最低価格者が2人以上同価格の入札をした場合は、くじにより落札者を決定します。
- 9 . 入札が予定価格に達しないときは、引続き再度入札を行います。再度入札は1回までとし、初度入札とあわせて2回を限度とします。
- 10 . 最低制限価格未満の入札者は無効とし、再度入札に参加することはできません。（工事の場合に限る）
- 11 . 初度入札に参加しないものは、再度入札に参加できません。
- 12 . 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 13 . 入札者のうち、その入札執行の秩序を乱す行為、又は不正の行為と認められる者についてはその入札を排除し、又はその者を入札場外へ退去させます。
- 14 . 次に掲げる入札は無効とします。
 - 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 所定の入札保証金又は入札保証金に変わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - 記名押印を欠く入札
 - 金額を訂正した入札
 - 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 明らかに連合によると認められる入札
 - 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
 - その他入札に関する条件に違反した入札
- 15 . 契約書は落札後5日以内に提出してください。契約担当者に書面をもってこの期間を延長する事ができますが、この規定に違反した場合は、落札の効力を失います。
- 16 . 契約書のお渡しは、後ほどこちらから電話連絡いたします。
- 17 . 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てる事はできません。
- 18 . 見積心得は入札心得に準ずるものとします。